

○桜井市福祉電話等貸与規程

昭和60年9月6日

告示第70号

改正 昭和63年12月26日告示第71号

平成8年4月1日告示第23号

平成10年7月1日告示第71号

平成15年7月1日告示第110号

平成17年1月4日告示第1号

平成23年3月30日告示第62号

平成30年7月31日告示第194号

(目的)

第1条 この規程は、身体障害者及びひとり暮らし高齢者の福祉の増進を図るため、福祉電話、ファックス及び緊急通報装置（以下「福祉電話等」という。）を貸与することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 福祉電話等の貸与を受けることができる者の要件は、別表のとおりとする。

(申請)

第3条 福祉電話等の貸与を受けようとする者は、福祉電話等貸与申請書（第1号様式）を桜井市社会福祉事務所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

2 緊急通報装置の貸与を受けようとする者は、前項の申請書に承諾書（第1号様式の2）を添えて申請しなければならない。

(決定)

第4条 所長は、前条の申請書を審査し、福祉電話等を貸与する場合は福祉電話等貸与決定通知書（第2号様式）を、貸与しない場合は、福祉電話等貸与申請却下通知書（第3号様式）を申請者に交付するものとする。

（契約）

第5条 前条により福祉電話等の貸与の決定を受けた者（以下「借受人」という。）は、所長との間に福祉電話等使用貸借契約書（第4号様式）により、福祉電話等の貸借に関する契約を締結するものとする。

（費用負担等）

第6条 福祉電話等に係る費用の負担は、次に定めるところによる。

- (1) 福祉電話等の設置及び維持に関する費用は、市が負担する。
 - (2) 福祉電話及びファックスの基本料金及び使用料は借受人が負担する。
- 2 借受人であって、おおむね65歳以上のひとり暮らしの者等で安否の確認を行う必要があると所長が認めた者に関する緊急通報装置の利用に係る費用は、当該借受人が全額負担するものとする。
- 3 借受人であって、おおむね65歳以上のひとり暮らしの者等で安否の確認を行う必要があると所長が認めた者で、かつ、市区町村民税非課税世帯又は生活保護世帯に属する者については、緊急通報装置の利用に係る費用の全額を免除するものとする。

（申請事項の変更、異動等）

第7条 借受人は、次に掲げる変更、異動等が生じたときは、速やかに、福祉電話等申請事項変更（異動）届（第5号様式）を所長に届け出るものとする。

- (1) 借受人の住所その他申請事項に変更が生じたとき。
- (2) 福祉電話等の使用を辞退するとき。

(借受人の義務等)

第8条 借受人は、善良なる管理者の注意をもって、貸与された福祉電話等を維持管理しなければならない。

2 借受人は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 福祉電話等を他人に貸与又は譲与すること。
- (2) 福祉電話等を担保に供すること。
- (3) その他福祉電話等を不正の用に供すること。

(契約の解除)

第9条 所長は、借受人が次のいずれかに該当することとなった場合は、第5条の契約を解除するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 第2条の要件を欠くこととなったとき。
- (3) 福祉電話等の管理及び使用に関する所長の指示に従わなかったとき。
- (4) 前条第2項の規程に違反したとき。

(報告等)

第10条 所長は、必要があると認めるときは、借受人から福祉電話等に関する報告を求めるとともに、職員に必要な調査を行わせることができる。

(貸与台帳)

第11条 所長は、福祉電話等の貸与状況を明確にするため、福祉電話等貸与台帳（第6号様式）を整備するものとする。

(協力員の設置)

第12条 所長は、緊急通報装置の貸与にあたっては、地域住民による支援体制として協力員を設置する。

2 協力員は、次に定める活動を行うものとする。

- (1) 緊急時に迅速に借受人宅に出向き、借受人の安否の確認を行うこと。
- (2) 前号の確認結果について、関係機関へ連絡すること。
- (3) その他本事業の目的を達成するために必要なこと。

(関係機関との連携)

第13条 所長は、緊急時の救援等のため、消防署、医療機関、老人福祉施設、協力員等による連携システムを確立するものとする。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行前に貸与された電話等は、この規程により貸与された電話等とみなす。
- 3 前項の規定により電話等を貸与されたものとみなされた者は、この規程の施行の日から30日以内に第5条の契約を締結しなければならない。

附 則（昭和63年12月26日告示第71号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年4月1日告示第23号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年7月1日告示第71号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年7月1日告示第110号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年1月4日告示第1号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月30日告示第62号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月31日告示第194号）

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

別表（第2条関係）

種目	要件	
福祉電話	<p>難聴者又は外出困難な身体障害者（原則として2級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）</p>	<p>(1) 市内に住所を有すること。 (2) 低所得者（原則として市区町村民税非課税）又は低所得世帯（原則として市区町村民税非課税世帯）に属する者であること。</p>
ファックス（フラッシュベールを含む。）	<p>聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者（電話（難聴者用電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯</p>	<p>又は低所得世帯（原則として市区町村民税非課税世帯）に属する者であること。</p>
緊急通報装置	<p>おおむね65歳以上のひとり暮らしの者等で安否の確認を行う必要があると認められる者</p>	<p>市内に住所を有すること。</p>

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

(宛先)桜井市社会福祉事務所長

申請者

住 所

氏 名

㊦

(貸与を受ける者との続柄)

福 祉 電 話 等 貸 与 申 請 書

下記により、福祉電話等の貸与を申請します。

貸与を受ける者	氏名		男・女	生年月日	年 月 日 (歳)	
	住所	桜井市大字 番地				
	身体障害者手帳番	県第 号		年 月 日交付		
	障害名				障害等級	
かかりつけの医療機関	名称			所在地		
	電話			主治医		
家族の状況	氏 名	続柄	年齢	住 所	電 話	
協力員	順位	氏 名	性別	関係	住 所	電 話
民生委員						
貸与を受けたい福祉電話等						
確認	※ 上記の状態であることを確認する。				※(前年度) 課 税 市区町村民税 非課税	
		年 月 日				
	所属	氏名				
	㊦					

※印の欄は記入しないでください。

第1号様式の2(第3条関係)

年 月 日

(宛先)桜井市社会福祉事務所長

住 所

貸与を受ける者

氏 名

①

承 諾 書

緊急通報装置の貸与を受けるにあたり、下記事項を承諾します。

- 1 緊急通報を発し、確認電話に応答しない場合は、協力員、関係機関等が住宅内へ立ち入ること。
- 2 緊急時に協力員、関係機関等が住宅内に立ち入る場合、必要、かつ、やむを得ない行為により住宅等の一部に受けた損害については、その損害の賠償を請求しないこと。
- 3 緊急通報装置の貸与申請にあたり、その可否を決定するため、桜井市社会福祉事務所長が住民税の課税台帳を閲覧すること。

第2号様式(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

桜井市社会福祉事務所長

印

福祉電話等貸与決定通知書

年 月 日付で申請のあった福祉電話等の貸与については、つぎのとおり貸与することに決定したので、通知します。

貸与番号	第 号	貸与決定年月日	年 月 日
借受人氏名	身体障害者手帳番号 県第 号		
貸与する 福祉電話等			
注意事項	<p>1 貸与された福祉電話等をその目的に反して使用し、譲渡し、貸付け又は担保に供したりすることは、かたく禁じられています。</p> <p>2 福祉電話等の一部又は全部をき損し又は滅失した場合には、直ちに所長にその状況を報告し、その指示に従ってください。</p> <p>3 福祉電話等を必要としなくなったときは、速やかに所長に申し出てください。</p>		

第3号様式(第4条関係)

第 年 月 日 号

様

桜井市社会福祉事務所長



福祉電話等貸与申請却下通知書

年 月 日付で申請のあった福祉電話等の貸与については、下記の理由によりその申請を却下することに決定しましたので通知します。

記

理由

この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3ヶ月以内に、桜井市長に対して審査請求することができます。

また、この決定に対する処分取り消しの訴えは、この通知書を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、桜井市を被告として(訴訟において桜井市を代表する者は桜井市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした後に処分取消しの訴えを提起する場合は、審査請求に対する決定の通知書を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内が出訴期間となります。

(保全義務)

第4条 乙は、福祉電話等を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第5条 乙は、福祉電話等を営業用その他の目的に使用し、転貸し、又は担保に供するなど、甲の信頼を裏切るようなことをしてはならない。

(損害賠償)

第6条 乙は、故意又は過失により福祉電話等を滅失し、又はき損したときは、それによって甲が受ける損害を直ちに賠償しなければならない。

(返還)

第7条 乙は、第3条に定める貸与期間が満了したとき、又は次条によりこの契約が解除されたときは、速やかに甲に対して福祉電話等を返還しなければならない。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙がこの契約に違反したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(疑義)

第9条 この契約に定めるもののほか疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議のうえ定めるものとする。ただし、協議が整わないときは、甲の指示に従うものとする。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 住所 桜井市大字粟殿432番地の1

氏名 桜井市社会福祉事務所長

印

乙 住所

氏名

印

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）桜井市社会福祉事務所長

住所

届出者 氏名 ㊟

電話

続柄

福祉電話等貸与申請事項変更（異動）届

下記のとおり、申請した事項に変更・異動がありましたので、桜井市福祉電話等貸与規程第7条により届け出ます。

記

借受人氏名	
生年月日	

	変更・異動前	変更・異動後	変更・異動事由
変更事項			
異動事項			
変更・異動年月日			

第6号様式(第11条関係)

福 祉 電 話 等 貸 与 台 帳

番号	氏 名	住 所	貸 与 種 目	貸与決定年月日	貸与電話番号	貸与廃止年月日	備 考

第1号様式（第3条関係）

第1号様式の2（第3条関係）

第2号様式（第4条関係）

第3号様式（第4条関係）

第4号様式（第5条関係）

第5号様式（第7条関係）

第6号様式（第11条関係）